

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定に係る事業)

令和 年 月 日

協議会名: 苛前町地域公共交通活性化協議会

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③地域公共交通計画等の計画策定に向けた方針
<p><b>【事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の公共交通に関する現況調査</li> <li>・地域公共交通実態調査(住民アンケートの実施、集計、分析)</li> <li>・苛前町地域公共交通計画(案)の作成</li> </ul> <p><b>【結果概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の公共交通に関する現況調査 行政区別の人口、高齢化率、町内を運行する公共交通の運行状況及び、上位・関連計画等の基礎的数据を整理し、公共交通空白地域や、公共交通の現況について把握した。</li> <li>・地域公共交通実態調査(住民アンケート調査の実施、集計、分析) 住民アンケート調査を実施し、集計、分析の中で、交通実態及び今後の公共交通のあり方、自家用車から公共交通への転換の可能性(潜在需要)、コミュニティバスや乗合タクシー等のデマンド交通の利用意向、住民ドライバーとしての参加可能性について把握した。</li> <li>・苛前町地域公共交通計画(案)の作成 実施した各種調査から、既存の公共交通等の課題や新たな公共交通運行の必要性など、持続可能な地域公共交通体系を構築するための課題整理を行った。</li> </ul>	<p>A 計画通り事業は適切に実施されており、完了時には所定の成果が得られる見通し。</p>	<p><b>【計画素案について】</b> 現在、実施した各種調査結果から、既存の公共交通等の課題や新たな公共交通運行の必要性など、持続可能な地域公共交通体系を構築するための課題整理を行ったところ。 今後はそれを踏まえ、課題解決に向けた基本方針、目標を設定するとともに、その達成手段となる事業内容を設定し、2月を目処に協議会にて素案の協議を行う。</p> <p><b>【予定スケジュール】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月 法定協議会(計画素案協議)</li> <li>・3月 パブリックコメント</li> <li>・4月 法定協議会(計画策定協議)</li> </ul>

# 苦前町地域公共交通活性化協議会

令和6年3月19日設置



## 概要

苦前町は、北海道留萌管内の中北部に位置し、人口2,641人(令和7年5月現在)、総面積454.60km<sup>2</sup>であり、西部の海岸地帯(海岸17.3km)は平地であり、東部一帯は天塩山地に連なる山岳地帯で、町の総面積の約85%を占める豊かな森林地帯が形成されている。また、海岸地帯では、道内屈指の強風地帯と長い海岸線を活かし、風力発電による「風のまち・苦前」としてまちづくりを進めている。本町の主な交通機関は、バス事業者1社によるバス路線であり、その他の交通手段として、タクシー、スクールバス及び、患者輸送バス、福祉有償運送があり、通院や買い物等の日常生活を支えている。しかしながら、人口減少やコロナ禍後の利用回復の遅れに加え、物価高騰や運転手不足の深刻化等、課題を抱えており、公共交通を支える重要財源「国鉄羽幌線代替輸送確保基金」も令和9年度に枯渇見込みであることから、これらの背景を踏まえ、持続可能な公共交通ネットワークを一体的に形成する指針となる「苦前町地域公共交通計画」を策定する。

## ○地域公共交通の現況

- ・バス(1社) (高速バス(特急はぼろ号、特急あさひかわ号)、地域間幹線系統路線(幌延留萌線)、広域生活交通路線(羽幌留萌線)、市町村単独補助路線(初山別留萌線、上平古丹別線))
- ・タクシー(1社)   ・スクールバス(6路線)   ・福祉有償運送(1団体)
- ・無料送迎交通(僻地患者輸送バス3路線、とままえ温泉ふわっと送迎バス)

## ○地域公共交通の課題

- ・地域公共交通の利便性の向上
- ・より多くの町民が利用できる交通手段の検討
- ・苦前町の地域条件に有効な新たな交通手段の検討

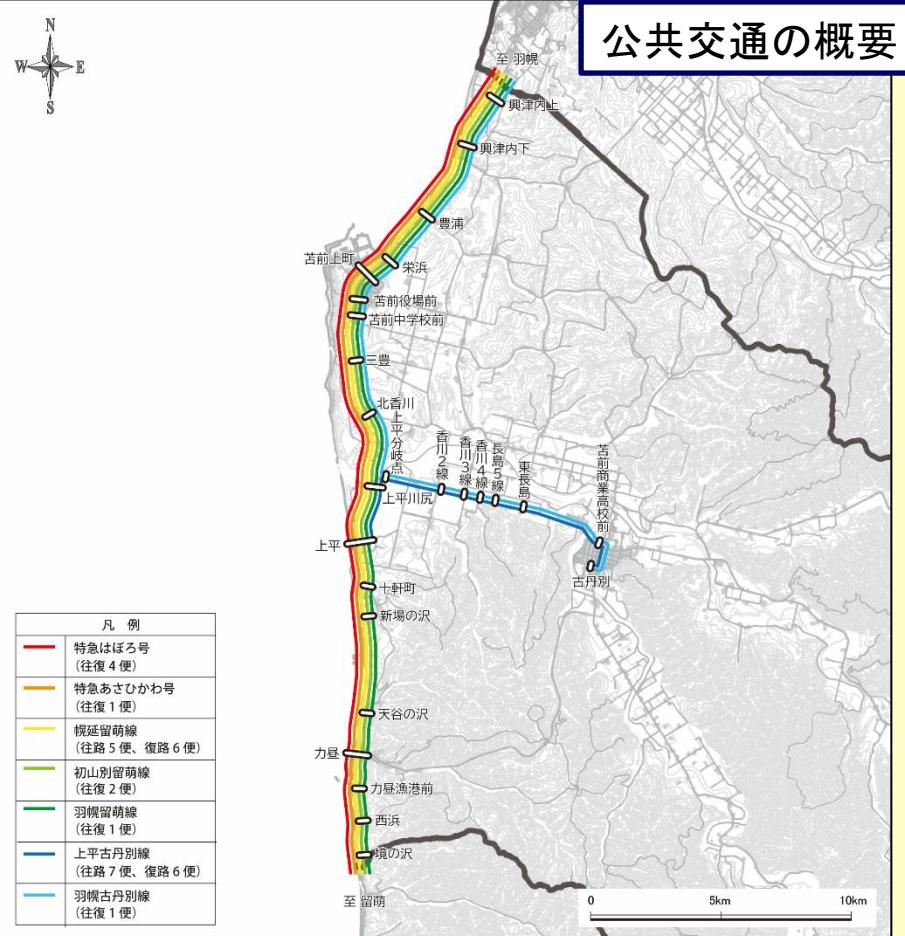
## ○調査の主な内容

- ・地域公共交通の現況調査(既往資料より、町の概要及び町内公共交通(路線バス、無料送迎交通等)の現況把握)
- ・地域公共交通実態調査(住民アンケートの実施、集計、分析)

## ○地域公共交通活性化協議会開催状況

- 5月 第1回協議会(書面)  
予算承認、委員変更、関係規定変更報告
- 8月 第2回協議会(対面及びオンライン)  
計画策定支援業務の委託契約締結(報告)、スケジュール確認
- 11月 第3回協議会(対面及びオンライン)  
各種調査結果(報告)、計画原案(課題整理まで)の検討

## 公共交通の概要



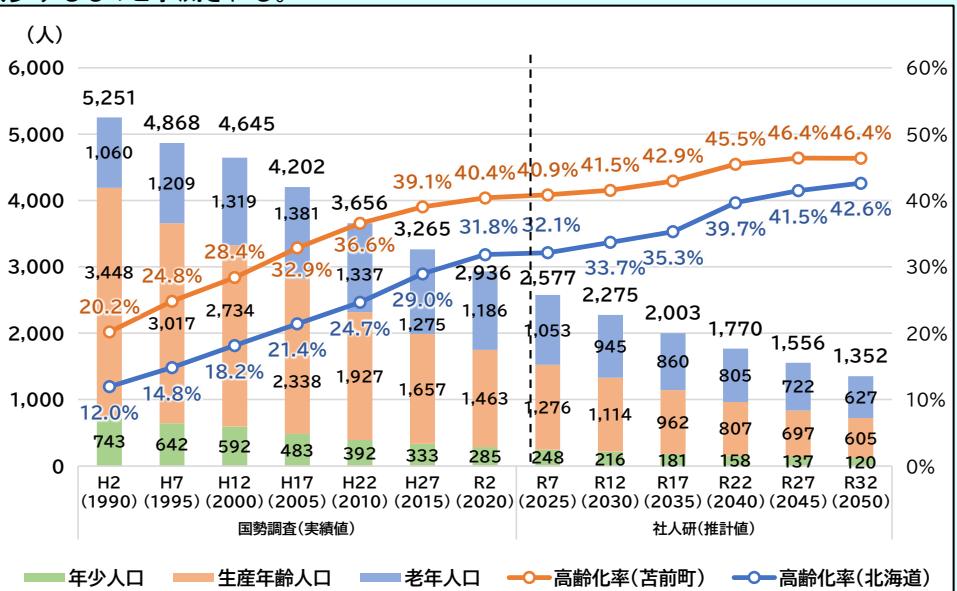
# 苦前町地域公共交通活性化協議会 計画策定に係る事業の取組状況

## ●事業の結果概要

### 【地域内の公共交通に関する現況調査】

#### (1) 人口の推移・推計

人口は年々減少しており、人口減少傾向は今後も続くものと予測される。また、高齢化率が北海道平均を上回るなど、高齢化が進んでいるものの、高齢者人口は減少するものと予測される。

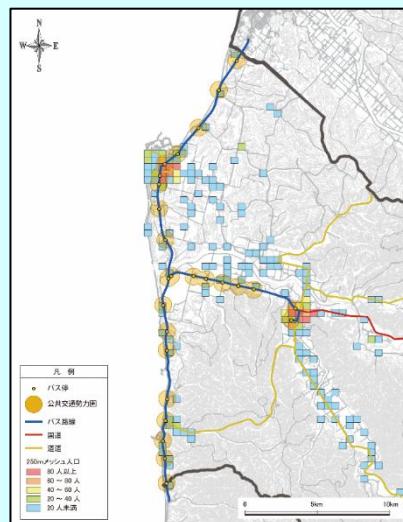


・人口の推移・推計

#### (2) 町の公共交通網

全人口に対する公共交通勢力圏(バス停から半径300m圏内、鉄道駅から半径800m圏内)人口比率(カバー率)は、人口類似都市の平均値よりも23.3ポイント下回る48.6%となっている。

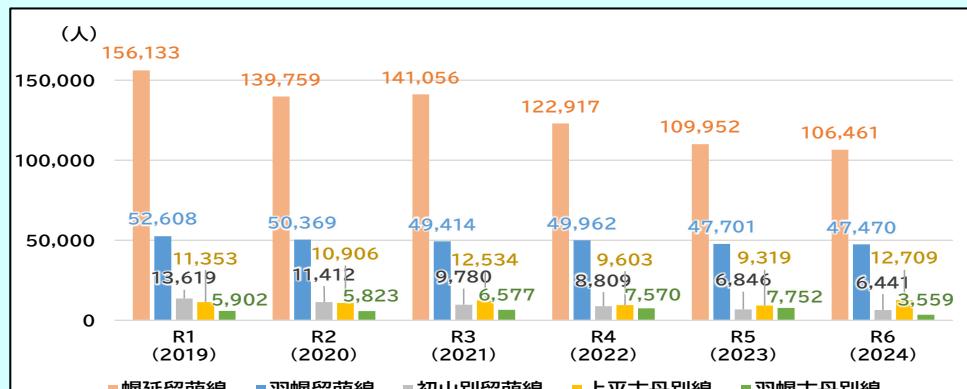
市街地以外の居住地からは最寄りのバス停が遠く、広いエリアで公共交通空白地域となっている。



・苦前町公共交通勢力圏(全町域)

#### (3) 公共交通の運行状況

路線バスのうち、幌延留萌線、羽幌留萌線、初山別留萌線については、いずれも令和元年より利用者が減少傾向にあり、上平古丹別線のみ、令和5年度に廃止した羽幌古丹別線等の影響により、令和6年度は、前年度より利用者数が増加している。

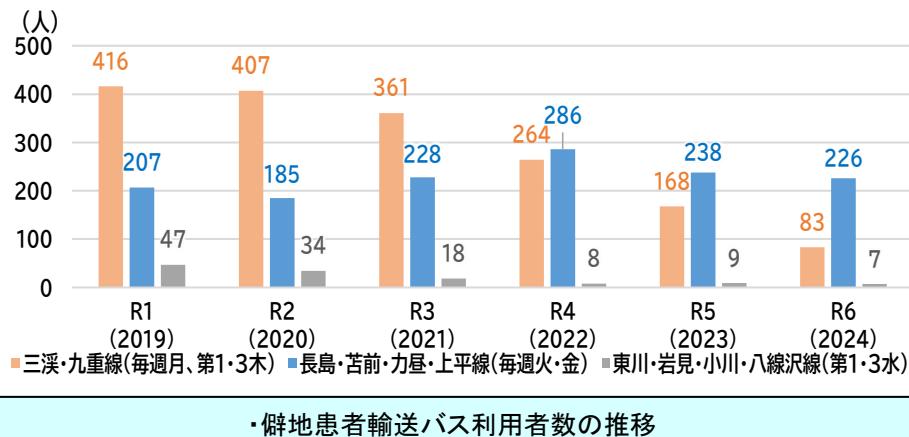


・路線バス輸送人数の推移

# 苦前町地域公共交通活性化協議会 計画策定に係る事業の取組状況

## ●事業の結果概要

そのほか、町内では僻地患者輸送バスが3路線運行しているが、いずれも利用者数が減少している。



## 【地域公共交通実態調査】

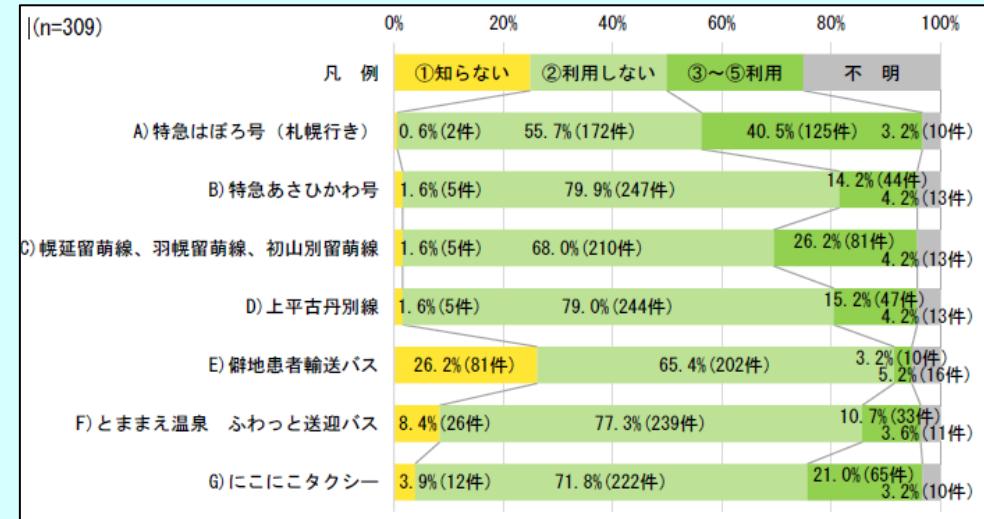
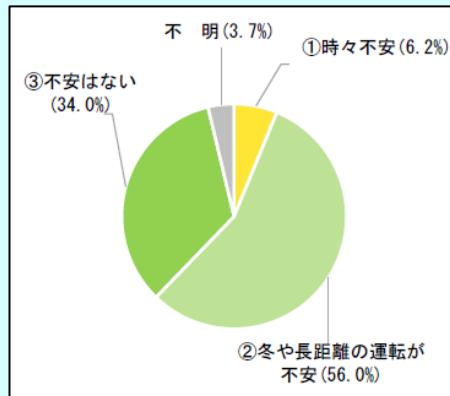
### (1) 調査の方法

町民を対象としたアンケート調査を実施し、1,252世帯に送付し、197世帯(回答率:15.7%)の回答があった。

### (2) 調査結果

公共交通の利用者は多いとは言えないものの、冬期間や長距離運転など、運転に何かしらの不安を抱えている住民が多いことが明らかになった。

また、上平古丹別線と特急はぼろ号等への円滑な乗り継ぎや、交通量の多い「苦前地区」と「古丹別地区」を直接結ぶ公共交通の運行について多数意見があった。



D	○															その他	町外小計	発生集中量					
	①豊浦・昭和・豊浦・栄浜	②港・三豊	③苦前・旭	④長島・香川	⑤上平	⑥東川・岩見・東川	⑦古丹別	⑧力屋	⑨九重・三溪	町内小計	⑪留萌市	⑫羽幌町	⑬小平町	⑭初山別村	⑮遠別町	⑯天塩町	⑰増毛町	⑱旭川市	⑲稚内市	⑳札幌市			
①豊浦・昭和・豊浦・栄浜	0	0	7	1	0	0	0	0	0	8	0	2	0	0	0	0	0	0	0	10	27		
②港・三豊	0	2	8	0	0	0	3	0	0	13	6	6	0	0	0	0	0	0	0	3	15	61	
③苦前・旭	3	8	272	16	8	8	101	3	2	421	19	98	15	0	0	0	0	0	10	5	1	155	576
④長島・香川	1	0	12	65	0	0	9	0	0	87	4	9	0	0	0	0	0	3	0	2	18	105	
⑤上平	0	0	8	0	0	0	7	0	0	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	45	
⑥小平・岩見・東川	0	0	10	0	0	30	41	0	12	93	2	22	1	5	0	0	0	0	0	1	31	124	
⑦古丹別	4	7	78	17	16	38	214	3	31	408	34	54	0	0	0	1	1	6	0	5	5	106	514
⑧力屋	0	0	4	0	0	0	2	19	0	25	1	3	4	0	0	0	0	2	0	0	2	37	75
⑨九重・三溪	0	0	2	0	0	12	27	0	0	41	20	2	0	0	0	0	0	2	0	2	26	67	125
町内小計	8	17	401	99	24	88	404	25	45	1,131	88	196	20	5	0	1	1	23	5	17	11	367	1,475
⑩留萌市	0	4	9	1	0	1	23	1	5	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	132
⑪羽幌町	9	10	130	20	4	21	65	3	2	264	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	264	460
⑫小平町	0	0	15	0	0	1	2	4	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	42
⑬小平別村	0	0	0	1	0	5	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	11	
⑭遠別町	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	
⑮天塩町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
⑯増毛町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	
⑰旭川市	0	0	11	2	0	0	6	2	4	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
⑲稚内市	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	10	
⑳札幌市	0	0	13	3	0	1	23	0	2	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	
その他	0	2	10	0	0	0	5	3	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	
町外小計	9	16	193	32	4	29	127	13	13	436	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	436	
発生量	17	33	594	131	28	117	531	38	58	1,547	88	196	20	5	0	1	1	23	5	17	11	367	1,814

・地域間の移動状況(全交通手段)

# 苦前町地域公共交通活性化協議会 計画策定に係る事業の取組状況

## ●地域公共交通計画等の計画策定に向けた方針

### 【計画素案について】

現在、実施した各種調査結果から、下記のとおり既存の公共交通等の課題や新たな公共交通運行の必要性など、持続可能な地域公共交通体系を構築するための課題整理を実施しており、今後はそれを踏まえ、持続可能な地域公共交通の実現に向けた基本方針、目標を設定するとともに、その達成手段となる事業内容を設定し、2月を目処に協議会にて協議を行う。

### ○課題等

#### ・地域公共交通の利便性の向上

人口減少や人件費の高騰などによる交通事業者の経営環境の悪化が予想される中で、高齢化率の上昇等によって公共交通を必要とする人口割合が増加するため、多くの住民が利用できるよう、公共交通の利便性の向上が必要となっている。

#### ・より多くの町民が利用できる交通手段の検討

本町では、公共交通勢力圏人口が、人口類似都市の平均を大きく下回るなど、交通空白地が多く存在しており、既存の僻地患者輸送バスやスクールバス等の公共交通や無料送迎交通を改善・見直しすることにより、公共交通勢力圏人口を拡大して町民が利用できる交通手段の検討が必要となっている。

#### ・苦前町の地理的条件に有効な新たな交通手段の検討

住民アンケートにて、多数意見のあった公共・公益施設が集中する「苦前・旭」及び「古丹別」を直接結ぶ交通手段や、「上平古丹別線」と「特急はぼろ号」を円滑に乗り継ぐことができるような交通手段など、町内及び町外交通の確保、自宅や主要な施設と直接アクセスするような交通手段を組み込んだ交通体系の構築等により、苦前町の地理的条件に有効な新たな交通手段の検討が必要となっている。

# 苦前町地域公共交通活性化協議会 計画策定に係る事業の取組状況

## ●地域公共交通計画等の計画策定に向けた方針

### 【予定スケジュール】

- ・2月 法定協議会(計画素案協議)
- ・3月 パブリックコメント
- ・4月 法定協議会(計画策定協議)

## ●事業実施の適切性

- ・計画通り事業は実施されており、完了時には所定の成果が得られる見通し。

## ●地方運輸局及び地方航空局における二次評価結果(案)

運輸局記載欄

## 事務連絡

令和7年12月3日

### 地域公共交通確保維持改善事業

実施協議会担当者 各位

国土交通省北海道運輸局  
交通政策部交通企画課

### 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について（依頼）

平素より北海道運輸局の交通行政の推進に関しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。地域公共交通確保維持改善事業に基づく補助対象事業については、毎年度、各協議会において事業の実施状況を確認し評価したものをホームページ等で公表するとともに運輸局あてにご報告いただいているところです。

つきましては、今年度の事業評価を下記の要領で実施することとしましたので、関係する協議会等におかれましてはご対応をお願いいたします。

#### 記

##### 1 事業評価の目的

協議会等が、生活交通確保維持改善計画（地域公共交通計画を含む）に位置付けられた補助対象事業について、事業の実施状況の確認や目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的及び効率的に推進されることを目的としています。

##### 2 自己評価（一次評価）の対象者及び評価対象期間

###### （1）地域公共交通確保維持事業

令和7年度補助対象事業実施期間（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）に事業を実施した協議会で、当該事業実施期間を評価対象期間とします。

###### （2）地域公共交通バリア解消促進等事業

令和6年度補助対象事業実施期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に事業を実施した協議会等で、当該事業実施期間を評価対象期間とします。

###### （3）地域公共交通調査等事業

令和7年度補助対象事業実施期間（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に事業を実施した協議会で、当該事業実施期間を評価対象期間とします。なお、事業が完了していない場合は、協議会が自己評価を実施する時期までを評価対象期間とします。

### 3 自己評価（一次評価）の実施時期及び報告期限

事業評価の実施に当たっては、協議会等で議論を行い、令和8年1月16日（金）までに、以下様式を電子データにて報告するようお願いいたします。

#### （1）報告様式

##### ① 地域内フィーダー系統

- ・別紙1「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）」
- ・別紙1-2「事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について」
- ・別紙3（確保維持改善）

##### ② 地域公共交通調査等事業

- ・別紙2「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定に係る事業）」
- ・別紙3（計画策定）

#### （2）報告先

- ・地域内フィーダー系統・・・・・・各運輸支局輸送監査担当
- ・調査等事業・・・・・・・・・・北海道運輸局交通政策部交通企画課

#### （3）報告形式

別紙1、1-2、2についてはExcelファイル、別紙3についてはPPTファイル（PDFファイルは不可）とし、文字の大きさは原則として10ポイント以上とします。

いずれも、実施した事業については今後の改善につながることを意識し、整理した上で具体的に記載するようしてください。

#### （4）その他

- ・報告に当たっては、必要に応じ参考資料（自己評価の内容を補足する資料、生活交通確保維持改善計画等の素案を作成していれば当該計画素案、新聞記事等）の添付をお願いいたします。

### 4 二次評価対象者及び実施方法

バリアフリー化設備等整備事業及び鉄道軌道安全設備等整備事業を除いた各事業を対象として、北海道運輸局は、提出された自己評価を基に二次評価を行い、協議会等に対してその結果を通知するとともに、必要に応じて事業計画の見直し等を求めるものとします。通知された結果は、次年度以降の事業や地域の取組等に反映させるよう、協議会等においてフィードバックをしてください。

### 5 二次評価の複数年度評価（隔年での評価）

地域公共交通確保維持事業のうち、以下の事由に該当する系統、航路又は航空路に係るもの以外のものにあっては、二次評価を今年度に一括して行うこととします。この場合において、複数の系統等を包括的かつ一体的に評価しているときは、当該評価の単位ごとに以下事由への該当の有無を判断することとします。

#### （1）実施を必須とする系統等

- ・令和6年度に二次評価を行っていないもの。
- ・事業初年度のもの（地域公共交通調査等事業の結果を受けて生活交通確保維持改善計画等を作成し、地域公共交通確保維持事業に移行したものを含む。）。
- ・一次評価の結果が芳しくないもの。

（2）実施を任意選択とする系統等

- ・協議会において二次評価の実施を希望するもの。
- ・その他北海道運輸局において二次評価の実施が必要であると認めるもの。

## 6 その他

（1）事業評価は、単に事業を完了させたかどうかだけではなく、事業の目的と関係を踏まえて、事業の実施状況の確認及び改善点の検討を行うものです。  
実施に当たっては、添付資料の外、以下のガイドライン及び資料等を参考としてください。

### 【要綱及び要領】

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱【第3条第5項】  
(平成23年3月30日 国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)  
(国土交通省HP)  
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001888109.pdf>

- ・地域公共交通確保維持改善事業実施要領【8. 事業評価について】  
(平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号)  
(国土交通省HP)  
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001769008.pdf>

### 【参考資料】

- ・事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて～ガイドンス  
(国土交通省HP)  
<http://www.mlit.go.jp/common/001020610.pdf>
  - ・定期的に評価をしましょ～地域公共交通に関する事業評価の手引き～【R4年度改訂版】  
(中部運輸局HP)  
[https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/library/pdf/R4\\_hyouka.pdf](https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/library/pdf/R4_hyouka.pdf)
  - ・北海道運輸局において令和6年度に実施した事業評価の概要  
(北海道運輸局HP)  
[https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/tiikiikoukyoukoutsuu/jigyouhyouka03\\_00006.html](https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/tiikiikoukyoukoutsuu/jigyouhyouka03_00006.html)
- （2）協議会等が一次評価結果を公表する際は、北海道運輸局に提出した資料（別紙1～3）と同一のものを公表するようお願いいたします。

以上

## 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目

平成23年11月28日 国総支第30号  
平成25年11月29日 国総支第63号  
平成26年 5月21日 国総支第14号  
平成27年 4月 9日 国総支第69号  
平成30年10月25日 国総支第35号  
令和 2年 2月 5日 国総地第59号

この実施細目は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）第3条第5項及び地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号。以下「実施要領」という。）に定める補助対象事業の事業評価の実施に当たって必要な事項を定める。

### 1. 事業評価の目的

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価は、協議会が、生活交通確保維持改善計画（交付要綱の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画に代えることができる各種計画を含む。以下同じ。）に位置付けられた補助対象事業等について、事業の性質に応じ、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とする。

### 2. 評価項目

#### （1）地域公共交通確保維持事業（離島航路構造改革事業に係る調査事業を除く。）及び地域公共交通バリア解消促進等事業

地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業（以下「生活交通確保維持改善計画に基づく事業」という。）の評価については、運行系統、離島航（空）路、設備等の別ごとに、以下の評価項目について実施することを原則とするが、下記③について、生活交通確保維持改善計画において複数の運行系統、設備等を包括して目標・効果が記載されている場合は、事業の性質に応じ、当該複数運行系統、設備等を包括的に評価することができるものとする。

なお、陸上交通における車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る事業並びに離島航路構造改革事業（調査事業を除く。）については、運行費（運営費）補助と一体として評価を実施すれば足りるものとするが、協議会の判断に応じて別に評価を実施することも可能とする。

公有民営方式車両購入費に係る事業については、運行費と一体として評価を実施

する場合、単独で評価を実施する場合のいずれにおいても、交付要綱第25条の4第1項第5号に定める収支改善計画を踏まえたものとすることが必要である。

①前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況

過去に実施した類似事業又は先行事業の評価結果を反映させた場合は、その事業評価結果をどのように反映させたのかを明らかにすること。

②事業実施の適切性

生活交通確保維持改善計画に基づく事業が適切に実施された（されている）か、評価を行うこと。計画どおり実施されなかった（されていない）場合には、理由等を明らかにすること。

③生活交通確保維持改善計画における目標・効果の達成状況

生活交通確保維持改善計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成された（達成できる見込み）か、設定した目標ごとに分析を行うこと。目標・効果が達成できなかった（達成できない見込み）場合には、理由等を分析の上明らかにすること。

④事業の今後の改善点

実施した事業について改善点があるかどうかを、事業の目的の達成状況を考慮した上で検証すること。

必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて地域における今後の取り組みでの具体的な改善策（又は改善の方向性）を検討すること（改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く検討すること。）。特に、地域公共交通確保維持事業においては、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか、方向性又は具体的な内容を検討すること。

併せて、より適切な目標設定について検討すること。

（2）計画等の策定に係る事業（離島航路構造改革事業に係る調査事業、地域公共交通調査事業（計画策定事業）、地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業））及び地域公共交通バリアフリー化調査事業）が適切に実施され、計画等の策定につながるものとなっているか、調査結果を整理し評価する。適切に実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

さらに、生活交通確保維持改善計画等の計画等の策定に向けた方針も明らかにする。

（3）計画推進に係る事業（地域公共交通調査事業（計画推進事業）・地域公共交通再編推進事業（再編計画推進事業））

事業が適切に実施されたかを評価する。適切に実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

さらに、今後の改善点として、取り組み内容・関係者それぞれが果たすべき役割・連携のあり方等を明らかにする。

### 3. 事業評価

#### （1）自己評価（一次評価）の報告

実施要領6.（1）①に定める地方運輸局等への評価の報告については、別添1に掲げる様式に基づいて実施するものとする。

この場合において、地域公共交通確保維持事業（離島航路構造改革事業に係る調査事業を除く。）又は地域公共交通バリア解消促進等事業（利用環境改善促進等事業に限る。）に係る評価を実施している協議会にあっては、別添1－2に掲げる様式に基づいて、当該協議会が生活交通確保維持改善計画に掲げる地域の交通の目指す姿（利用環境改善促進等事業において生活交通確保維持改善計画に代えて生活交通改善事業計画を策定している場合にあっては、事業実施の目的・必要性。）を報告するものとする。ただし、当該報告は二次評価の実施対象とはしない。

#### （2）二次評価の報告

実施要領6.（1）②イ. に定める国土交通省総合政策局への評価の報告については、別添2に掲げる様式に基づいて実施するものとする。

### 4. 評価項目等の見直し

評価項目、評価の実施方法等については、評価結果、事業の実施状況、各種調査研究の検討結果等を踏まえて、今後、必要に応じて見直すものとする。

### 5. 特定被災地域公共交通調査事業の取扱いについて

特定被災地域公共交通調査事業については、被災地等の現状を考慮して、事業評価の対象としないものとする。

#### 附 則（平成25年11月29日 国総支第63号）

この実施細目の一部改正は、平成25年11月29日から施行する。

#### 附 則（平成26年5月21日 国総支第14号）

この実施細目の一部改正は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）の施行の日から施行する。

#### 附 則（平成27年4月9日 国総支第69号）

##### 1. 施行期日

この実施細目の一部改正は、平成27年度予算から施行する。

## 2. 経過措置

平成27年度予算に関する実施要領の改正に係る附則2.に基づいて実施される事業評価の取扱いについては、なお従前の例によることとする。

### 附 則（平成30年10月25日 国総支第35号）

この実施細目の一部改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。

### 附 則（平成30年10月25日 国総支第35号）

この実施細目の一部改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。

### 附 則（令和2年2月5日 国総地第59号）

#### 1. 施行期日

この実施細目の改正は、令和元年度第一次補正予算から施行する。

#### 2. 経過措置

交付要綱附則（令和2年2月5日）第3条第1項に規定する被災地域鉄道路線代替輸送事業及び実施要領附則（令和2年2月5日）2.に規定する経過措置の適用を受ける地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、事業評価の対象としないものとする。

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名：

### 評価対象事業名:

# 〇〇〇〇〇〇協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要

## 事業実施の目的・必要性

評価シート【別紙1-2】の「地域の交通の目指す姿」を簡潔に記載する

## 地域公共交通の現況

### (記載例)

- ・JR〇〇線(〇〇駅、〇〇駅)
- ・〇〇バス(株)(市内〇路線)
- ・スクールバス(〇路線)
- ・タクシー(〇社)

## 生活交通確保維持改善計画の目標

計画で設定した事業実施の定量的な目標を記載する  
※車両減価償却費等国庫補助等を受けている協議会については、車両取得に係る定量的な目標も併せて記載する

## 協議会開催状況

### (記載例)

〇月〇日 第1回協議会を開催  
主な協議事項  
△月△日 第2回協議会を開催  
主な協議事項  
※事業評価に関する協議会まで記載

## 令和〇年度事業概要

評価シート【別紙1】の「②事業概要」を記載

## 令和〇〇年度事業の実施状況

### 1) プロセス、創意工夫

「プロセス」と「創意工夫」をそれぞれ箇条書きで記載する

### 2) 運行系統

【系統名・運行ルート図】

### 3) 利用実績

過去2年分の月別データを比較できるようグラフ化して添付する  
※交付申請時の「運行系統別輸送実績(様式第1-5)」の数値と整合性を取ること

### 4) 収入実績

過去2年分の月別データを比較できるようグラフ化して添付する  
※交付申請時の「運行系統別輸送実績(様式第1-5)」の数値と整合性を取ること

## 5)事業実施の適切性

評価シート【別紙1】の「④事業実施の適切性」の評価及び実施内容を具体的に記載する

## 7)事業の今後の改善点

評価シート【別紙1】の「⑥事業の今後の改善点」を具体的に記載する

## 6)目標・効果達成状況

評価シート【別紙1】の「⑤目標・効果達成状況」を具体的に記載する

※車両減価償却費等国庫補助等を受けて  
いる協議会については、車両取得に係る定  
量的な目標に対する達成状況も併せて記  
載する

## 8)地方運輸局等における二次評価結果(案)

運輸局記載欄



## 概要

〇〇町は、北海道〇〇管内の〇部に位置し、人口〇〇人(20XX年〇月現在)、総面積〇km<sup>2</sup>～

※調査等事業については、計5枚程度にまとめること

### 〇地域公共交通の現況

(記載例)

- ・JR〇〇線(〇〇駅、〇〇駅)
- ・〇〇バス(株) (市内〇路線)
- ・高齢者等福祉バス(〇路線)
- ・スクールバス(〇路線)
- ・〇〇〇〇

### 公共交通の概要

### 〇地域公共交通の課題

- (記載例)
- ・交通サービス維持のための財政負担や運転手不足
  - ・継続的な利用者の減少
  - ・まちづくりと連携した公共交通

※地域における公共交通の概要がわかる  
地図等をここに添付する  
(公共交通ネットワーク全体がわかるもの)

### 〇調査の主な内容

(記載例)

- ・地域における主な交通乗降調査の実施

- ・地域住民のニーズ調査(アンケート調査、意見交換会)
- ・〇〇〇〇
- ・〇〇〇〇

### 〇地域公共交通活性化協議会開催状況

(記載例)

- 〇月〇日 第1回協議会を開催

- ・主な協議事項

- △月△日 第1回協議会を開催

- ・主な協議事項

## ●事業の結果概要

評価シート【別紙2】の「①事業の結果概要」に記載した内容を、より具体的に記載する  
・どのような調査を実施したのか  
・調査の結果、何がわかったのか、効果が大きかったもの、今後に向けた改善点(=方向性の整理)等々を、適宜、グラフや事業実施の状況を示す写真等も活用し記載する  
(枚数は2ページ程度を想定)

## ●事業の結果概要

評価シート【別紙2】の「①事業の結果概要」に記載した内容を、より具体的に記載する  
・どのような調査を実施したのか  
・調査の結果、何がわかったのか、効果が大きかったもの、今後に向けた改善点（＝方向性の整理）等々を、適宜、グラフや事業実施の状況を示す写真等も活用し記載する  
(枚数は2ページ程度を想定)

## ●地域公共交通計画等の計画策定に向けた方針

評価シート【別紙2】の「③地域交通計画等の計画策定に向けた方針」に記載した内容を、より具体的に記載する

- ・「事業の結果概要」を踏まえ、計画策定に向けた方針をどのように整理したのか、適宜グラフや写真等も活用し記載する
- ・計画に記載する定量的な目標等を本欄に記載する場合は、その数字に至る経緯等も含め記載する
- ・今後の地域公共交通の改善に向けて、どのような計画策定につなげていくつもりなのかを記載する

(枚数は1ページ半程度を想定)

# 〇〇町地域公共交通活性化協議会 計画策定に係る事業の取組状況

## ●地域公共交通計画等の計画策定に向けた方針

評価シート【別紙2】の「③地域交通計画等の計画策定に向けた方針」に記載した内容を、より具体的に記載する

- ・「事業の結果概要」を踏まえ、計画策定に向けた方針をどのように整理したのか、適宜グラフや写真等も活用し記載する
- ・計画に記載する定量的な目標等を本欄に記載する場合は、その数字に至る経緯等も含め記載する
- ・今後の地域公共交通の改善に向けて、どのような計画策定につなげていくつもりなのかを記載する

(枚数は1ページ半程度を想定)

## ●事業実施の適切性

評価シート【別紙2】の「②事業実施の適切性」に記載した評価を簡潔に記載する

## ●地方運輸局及び地方航空局における二次評価結果(案)

運輸局記載欄

# 地域公共交通確保維持改善事業に 係る事業評価の実施について

令和7年12月  
北海道運輸局

## 「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開 (令和6年度補正・令和7年度予算)

### 「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

令和7年度予算

約209億円(前年度比1.01倍)

※令和6年度当初予算額 208億円  
令和6年度補正 326億円

#### ■「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

- ・「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し  
(調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援)
- ・地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援
- ・「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロットプロジェクト推進  
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)



#### ■訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- ・訪日外国人旅行者の「観光の足」確保に向け、公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- ・乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- ・多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

#### ■交通DX・GXによる省力化・経営改善支援

- ・配車・運行管理システムの導入・共通化、キャッシュレス決済の導入等支援



#### ■自動運転の社会実装に向けた支援

- ・自動運転大型バス等への支援を強化



#### ■交通分野における人材確保支援

- ・2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

#### ■財政投融資（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資） (令和7年度: 135億円)

#### ■地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

- ・「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援



#### ■ローカル鉄道再構築

- ・再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援



#### ■地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

- ・地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援

#### ■EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

## 地域公共交通の維持・確保等

#### ■生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- ・離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- ・バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

- ・地域鉄道における安全対策（鉄道施設総合安全対策事業費等）

- ・安全に問題があるバス停の移設等

上記のほか、関係予算として公共予算のうち、道路整備費（自動運転の走行環境整備等）、都市・地域交通戦略推進事業（公共交通に係る支援等）がある。

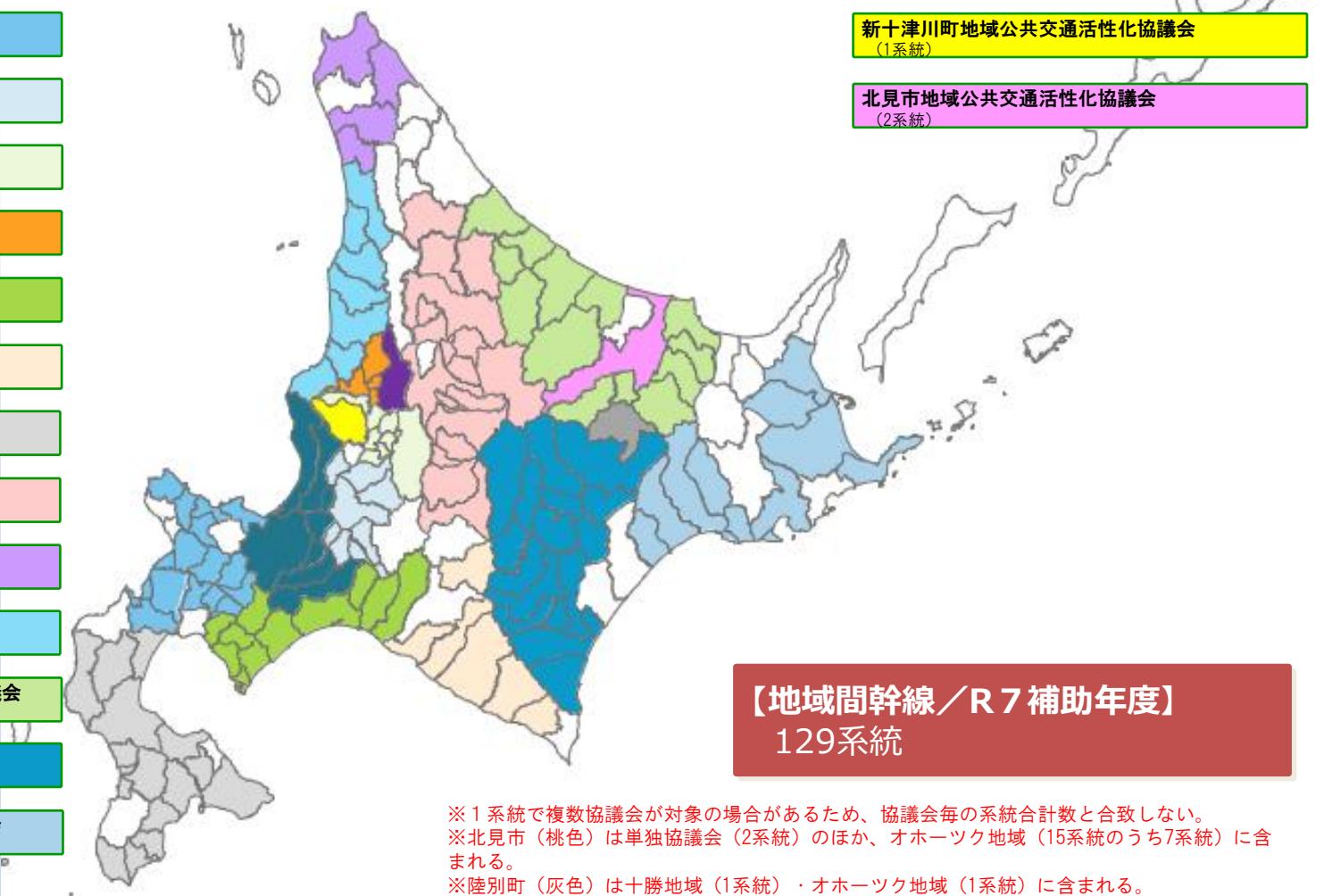
# R7補助年度（R6.10～R7.9）地域間幹線系統補助

- さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会  
(18系統)
- 北海道後志地域公共交通活性化協議会  
(6系統)
- 南空知地域公共交通活性化協議会  
(12系統)
- 中空知地域公共交通活性化協議会  
(6系統)
- 北空知地域公共交通活性化協議会  
(3系統)
- 北海道胆振地域公共交通活性化協議会  
(14系統)
- 北海道日高地域公共交通活性化協議会  
(3系統)
- 道南地域公共交通活性化協議会  
(16系統)
- 北海道上川地域公共交通活性化協議会  
(13系統)
- 北海道宗谷地域公共交通活性化協議会  
(2系統)
- 北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会  
(3系統)
- 北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会  
(15系統)
- 北海道十勝地域公共交通活性化協議会  
(15系統)
- 北海道釧路・根室地域公共交通活性化協議会  
(12系統)

- 深川市地域公共交通活性化協議会  
(5系統)

- 新十津川町地域公共交通活性化協議会  
(1系統)

- 北見市地域公共交通活性化協議会  
(2系統)



※1系統で複数協議会が対象の場合があるため、協議会毎の系統合計数と合致しない。  
※北見市（桃色）は単独協議会（2系統）のほか、オホーツク地域（15系統のうち7系統）に含まれる。  
※陸別町（灰色）は十勝地域（1系統）・オホーツク地域（1系統）に含まれる。

# R7補助年度 (R6.10～R7.9) フィーダー系統補助

97市町村 310系統  
令和7年10月1日現在

## 札幌運輸支局管内 33市町村

美唄市	16系統	由仁町	4系統	滝川市	1系統
芦別市	7系統	千歳市	4系統	砂川市	3系統
三笠市	1系統	岩内町	2系統	浦臼町	4系統
恵庭市	2系統	岩見沢市	11系統	奈井江町	3系統
当別町	7系統	江別市	4系統	上砂川町	2系統
ニセコ町	1系統	仁木町	1系統	赤平市	1系統
倶知安町	10系統	月形町	1系統	共和町・岩内町・泊村・神恵内村	1系統
南幌町	1系統	小樽市	10系統		
長沼町	4系統	赤井川村	1系統		
栗山町	5系統	余市町	3系統		
新十津川町	4系統	古平町	2系統		
石狩市	3系統	積丹町	8系統		

## 函館運輸支局管内 14市町村

松前町	5系統	鹿部町	6系統
福島町	1系統	北斗市	7系統
上ノ国町	1系統	八雲町	2系統
今金町	5系統	乙部町	1系統
函館市	1系統	森町	3系統
せたな町	5系統	厚沢部町	3系統
知内町	3系統	江差町	1系統

## 室蘭運輸支局管内 9市町村

苫小牧市	1系統	むかわ町	5系統	浦河町	1系統
壯瞥町	1系統	日高町	3系統		
厚真町	3系統	新冠町	3系統		
洞爺湖町	4系統	安平町	1系統		

※滝川市  
R7.4～  
4条→78条乗合

## 旭川運輸支局管内 16市町村

旭川市	1系統	愛別町	1系統
稚内市	1系統	和寒町	1系統
名寄市	2系統	小平町	1系統
北竜町	5系統	劍淵町	1系統
		東川町	1系統
		遠別町	2系統
		鷹栖町	2系統

※東川町  
R7.4～  
4条→78条デマンド

## 北見運輸支局管内 7市町村

北見市	3系統	津別町	1系統
紋別市	4系統	遠軽町	6系統
美幌町	11系統	湧別町	2系統
		佐呂間町	2系統

## 釧路運輸支局管内 7市町村

釧路市	11系統	厚岸町	6系統	鶴居村	1系統
弟子屈町	7系統	釧路町	3系統		
中標津町	7系統	浜中町	4系統		

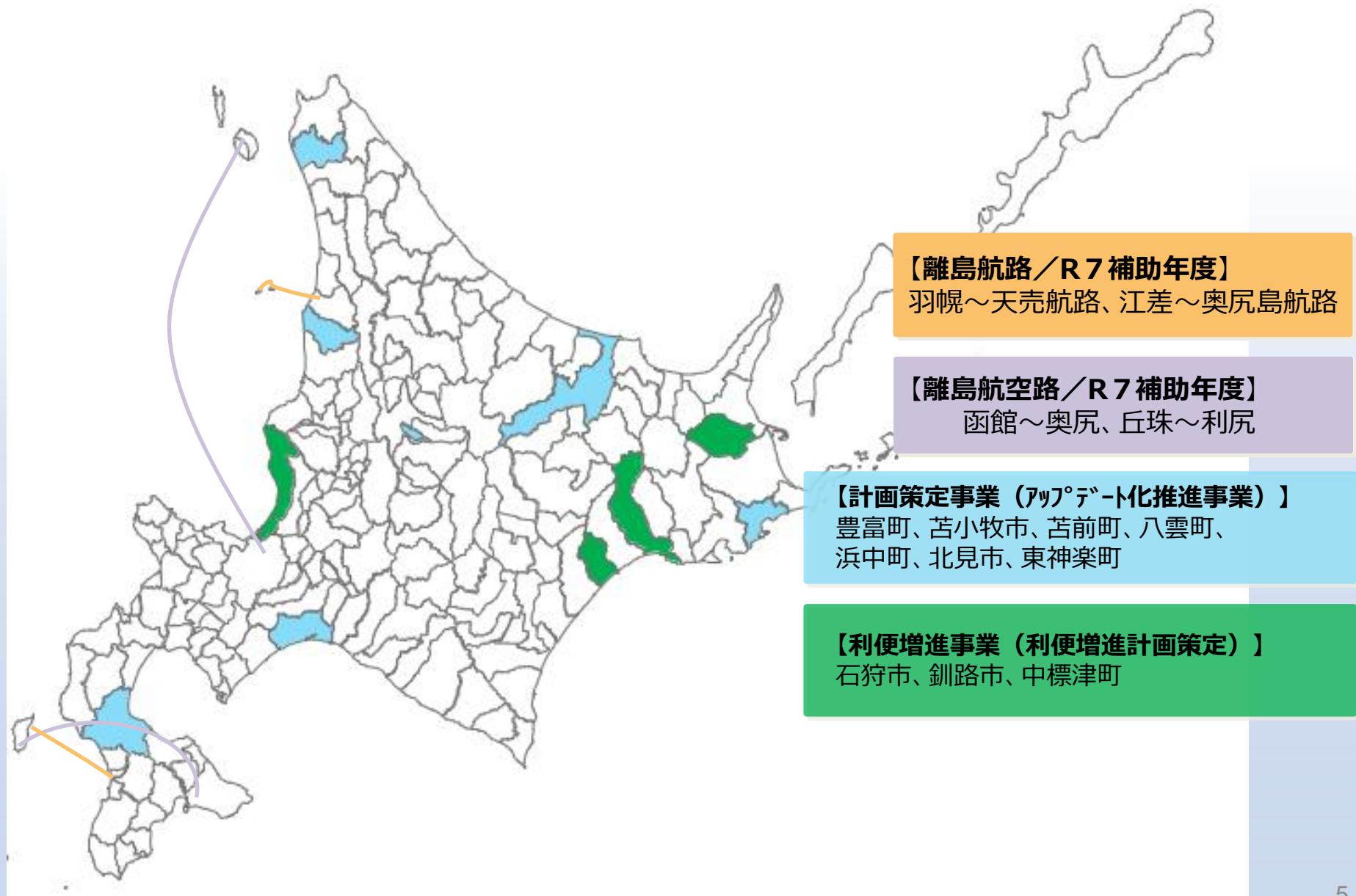
## 帯広運輸支局管内 11市町村

新得町	2系統	帯広市	4系統
芽室町	1系統	音更町	3系統
幕別町	5系統	更別村	1系統
池田町	1系統	上士幌町	4系統
本別町	2系統	大樹町	1系統
		足寄町	1系統

### 【交通モード】

- 4条乗合バス型
- 4条デマンド型
- 78条乗合バス型
- 78条デマンド型

※赤外枠はフィーダー系統補助を新規に受ける市町村



## 富良野線（富良野～旭川）

J R 富良野線連絡会議  
①札幌～富良野間全席指定特急運行事業  
②ラベンダー畑駅へ普通列車の停車実証事業

## 根室線（滝川～富良野）

根室本線対策協議会  
①沿線観光素材活用によるバスとの連携（根室線周遊ラリー事業）  
②臨時特急列車の運行  
③通勤定期モニター事業  
④技能実習生の利用促進

## 北海道 黄線区

①インバウンド観光客を取り込む対策の実効性を検証するための実証事業  
②黄線区エリア周遊促進実証事業

## 宗谷線（名寄～稚内）

宗谷本線調査・実証事業協議会  
①住民向け特急利用の促進  
②幌延～稚内間生活圏内接続・直通バス実証運行  
③名寄～音威子府間帰宅時直通バス実証運行  
④サイクルトレイン実証運行

J R 北海道 黄線区

- 調査事業
- 実証事業

## 石北線（新旭川～網走）

J R 石北本線調査・実証事業協議会  
①J Rとバスの共通乗車事業  
②地域イベントと連携した利用促進  
①特急「大雪」の特別快速化に伴う都市間移動に係るアンケート調査  
③都市間移動の利便性向上

## 釧網線（東釧路～網走）

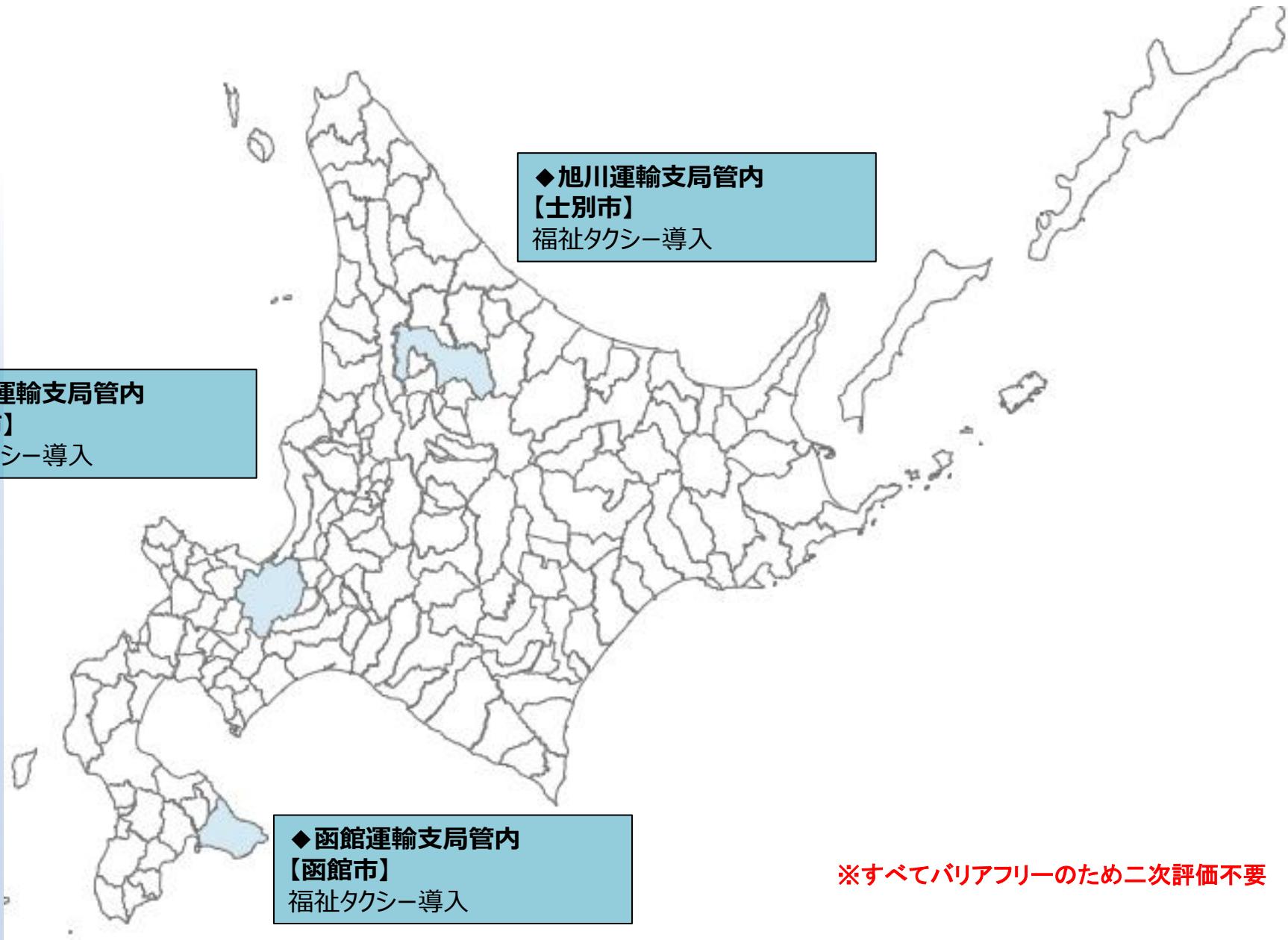
J R 釧網本線維持活性化実行委員会  
①繁忙期の一部列車増結・指定席実証事業  
②釧網線フリーパス

## 室蘭線（沼ノ端～岩見沢）

J R 室蘭線活性化連絡協議会（既設）  
①沿線住民モニター事業  
②通勤定期モニター事業

## 日高線（苫小牧～鵡川）

J R 北海道の維持困難線区に関する東胆振首長懇談会作業部会  
①日高線沿線イベント活用による日高線利用調査事業  
②むかわ町ウエルネスツーリズムによる日高線利用調査事業



## 二次評価の実施対象一覧

二次評価の実施対象は、事業の性質に応じて決められているが、バリアフリー化設備等整備及び鉄道軌道安全輸送設備等整備については、事業と効果の関係が明確であることから、二次評価を不要としている。

事業名（補助メニュー名）	一次評価	二次評価	
地域公共交通確保維持事業（陸上交通・離島航路・離島航空路）	要	要	
	バリアフリー化設備等整備	要	不要
地域公共交通バリア解消促進等事業	利用環境改善促進等	要	要
	鉄道軌道安全輸送設備等整備	要	不要
	計画策定（アップデート化推進）・利便増進計画策定	要	要
地域公共交通調査等事業	利便増進計画推進	要	要
	バリアフリー化調査	要	要
	地域公共交通再構築調査	要	要

（注）一次評価については、全ての補助メニューを対象として実施する。

長期的視野に立った評価を実施する必要性や、毎年度の二次評価の件数を縮減することによる評価の質の向上等の観点から、以下の事由に該当する系統、航路又は航空路（以下「系統等」という。）に係るもの以外のものにあっては、二次評価を複数年度評価（隔年評価）として、翌年度に一括して行うことができることとする。

### 【実施を必須とする系統等】

- ・ 前年度に二次評価を行っていないもの
- ・ 事業初年度のもの（地域公共交通調査事業の結果を受けて生活交通確保維持改善計画を作成し、地域公共交通確保維持事業に移行したものを含む。）
- ・ 一次評価の結果が芳しくないもの

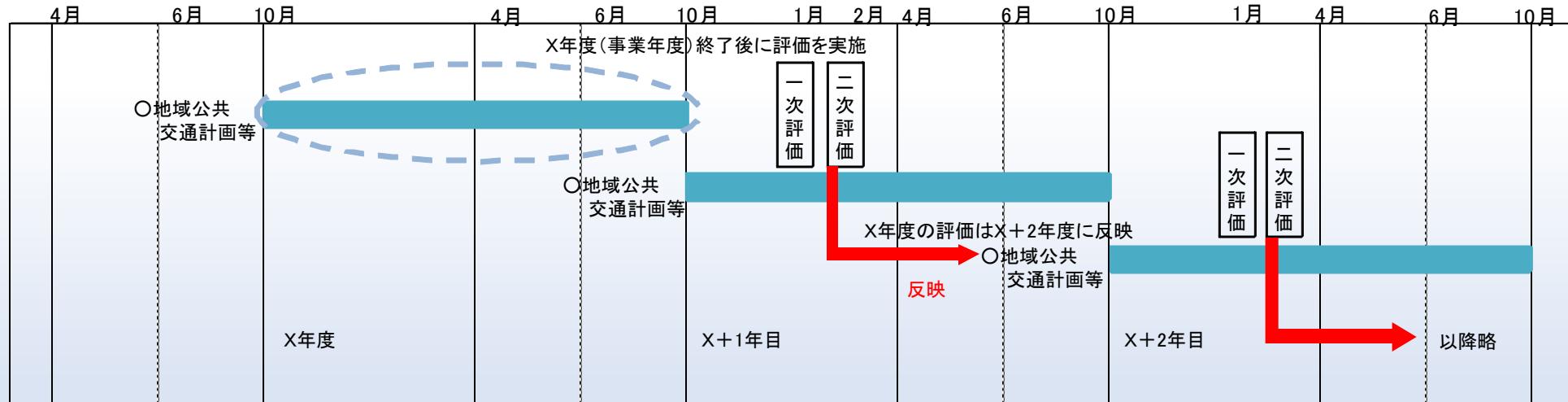
### 【実施を地方運輸局等の任意選択とする系統等】

- ・ 協議会において二次評価の実施を希望するもの
- ・ その他運輸局において二次評価の実施が必要であると認めるもの

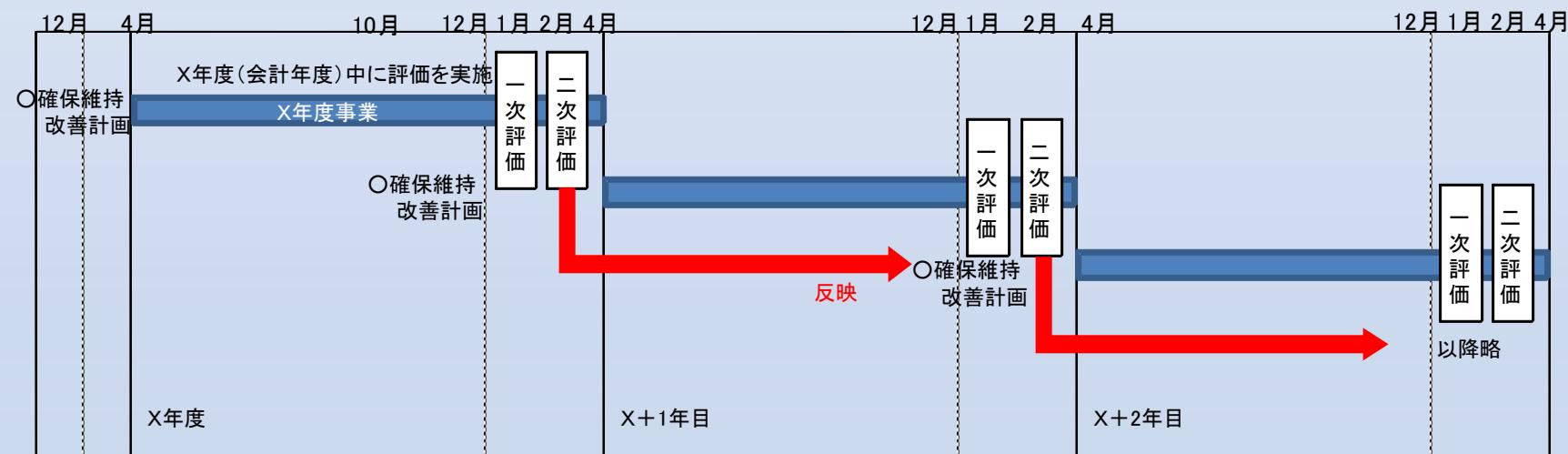
※「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」より一部抜粋

## ①確保維持事業

### ・陸上交通・離島航路

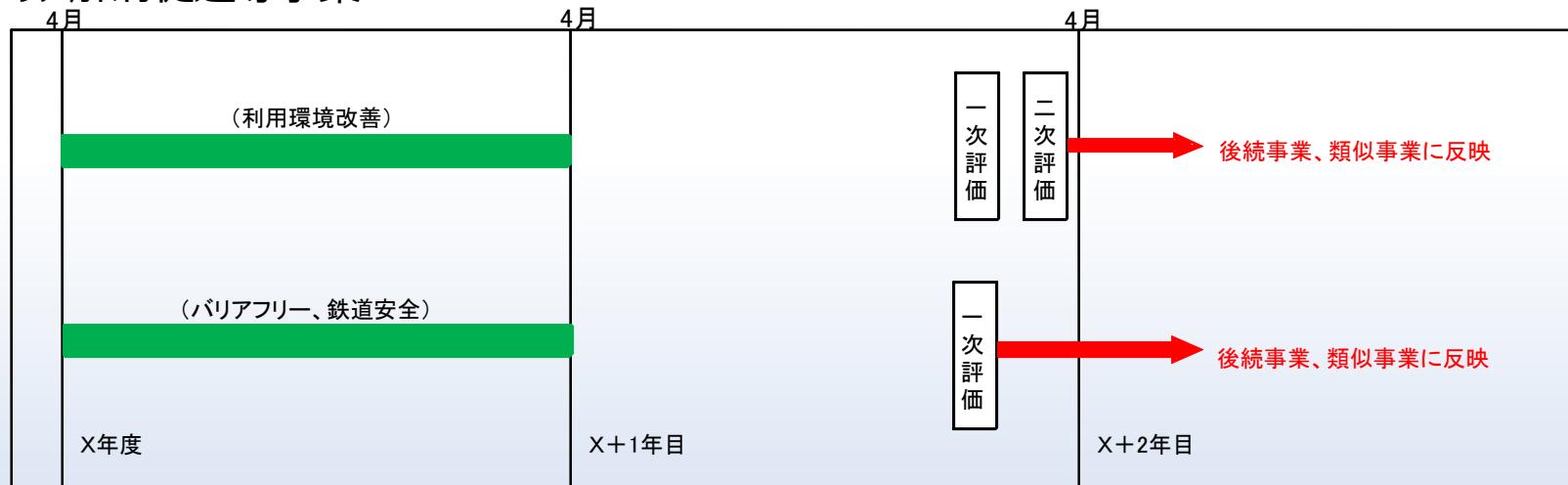


### ・離島航空路



(注) 本表では複数年度評価（隔年評価）の考え方は反映させていない

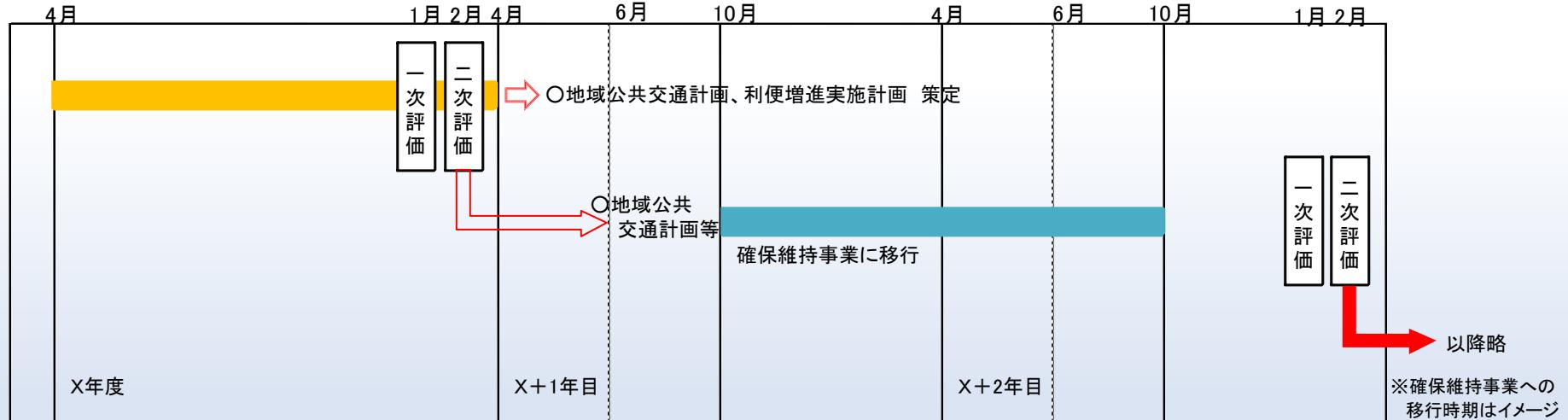
## ②バリア解消促進等事業



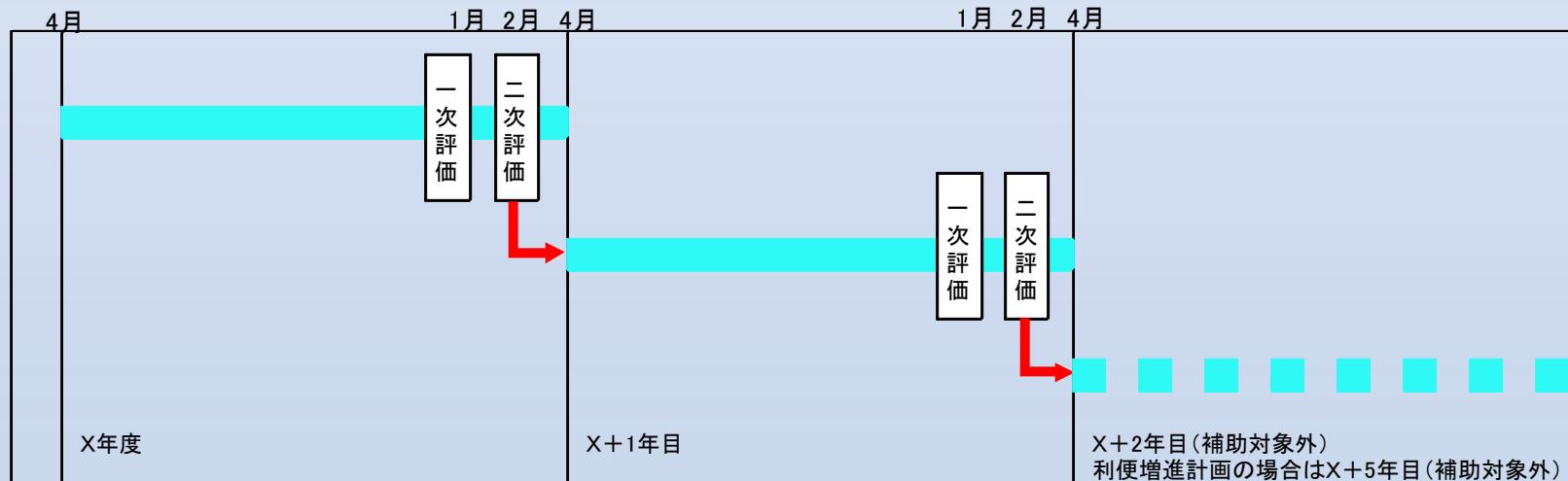
※バリア解消促進等事業のうち、バリアフリー、鉄道安全については一次評価のみを実施することとし、二次評価を実施しない。

## ③調査等事業

### ・計画策定事業（アップデート化推進）・利便増進計画策定事業・バリアフリー化調査事業



### ・利便増進計画推進事業・バリアフリー化調査事業



## ・地域公共交通再構築調査事業

